

印紙税申告納
付につき大垣
税務署承認済

いきいきあんしん倶楽部申込書



株式会社メモリアホールディングス
本社：〒503-0803 岐阜県大垣市小野3丁目4番1
0120-091-091

<規 約>

- 前 文 【いきいきあんしん倶楽部の主旨】
いきいきあんしん倶楽部とは、下記第1条に明記されたサービスの提供を、いつでも利用できる会員の権利を購入して戴く
”会員の会員による会員のための”システムです。
- 第1条 【サービスの提供】
弊社は、お客様に対し、弊社主催各種イベント・セミナーサービス、弊社発行ニュースレターサービス、株式会社リロクラブが
運営するリロクラブ利用サービス、協力店割引サービス、葬儀割引サービスを提供します。
※葬儀割引サービスは弊社直営施設または、指定施設利用の場合に限ります。
※登録コース・お選びいただいたプランにより割引金額は異なります。
※葬儀割引サービスをご利用された時点で会員の権利は失効します。
※上記価格は予告なく適切な範囲内で変動する可能性があります。
- 第2条 【サービス利用対象者の範囲】
葬儀の割引サービスの対象者は、会員名義本人の血族二親等及び配偶者の血族二親等とする。但し、サービス利用時は会員証の
提示を必要とし、提示がない場合はサービスを受けられないことがあります。
- 第3条 【会員の特典及びサービス利用範囲】
お客様は、このシステムを営利目的及び法人又は団体でのご利用はできません。お客様は、次の各項に該当する行為を行った場
合は、その権利を失効します。
1、本会の諸規則に違反したとき。
2、本会の名誉を傷つけ秩序を乱したとき。
- 第4条 【登録口数】
同一世帯での会員登録は合計二口までとします。
- 第5条 【登録金の支払い方法】
登録金は別表1の金額を一括でお支払い戴きます。但し、二分割の場合は、内金1,000円(税込)
を登録時にお支払い戴き、残金を入会後1か月後の月末までにお支払い戴きます。
※お支払期限までに残金のお支払いが無い状態では葬儀割引サービスをご利用できません。
※万が一期日内に残金を支払う前に葬儀が発生した場合は、葬儀サービス時にお支払い
いただければ、葬儀割引サービスをご利用いただけます。
※期日までにお支払いいただけない場合、内金の1,000円(税込)は返金いたしかねます。

※別表1

会 員 名 称	登 録 金 額
V I P 6 5	220,000円〔税込〕
プ ラ チ ナ 5 0	110,000円〔税込〕
ゴ ー ル ド 4 0	55,000円〔税込〕
シ ル バ ー 2 0	11,000円〔税込〕

- 第6条 【クーリングオフのお知らせ】
- 1、お客様が、訪問販売でお申込み（契約）された場合、本書面を受領された日を含めて、8日間は書面によ
り、無条件で申込みの撤回（契約が成立した場合は契約の解除）を行うこと（以下「クーリング・オフ」
といいます）ができ、その効力は書面を発信したとき（郵便消印日付）から発生します。
- 2、既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
- クーリング・オフをしたことが分かるようにするためには、ハガキ等に必要事項を記載のうえ、弊社宛に郵送して下さい。
(簡易書留扱いなら更に確実です。)

<契 約>

- 第1条 【契約の成立】
お客様は、上記「いきいきあんしん倶楽部規約（利用規約等付き）」の内容を理解して同意されたうえ、いきいきあんしん倶楽
部会員になることを申し込むものとし、弊社においてこれを承認したとき本契約が成立することになります。
- 第2条 【権利義務】
1、お客様には、登録金をお支払戴く義務があり、約束された支払方法によりこれを納めて戴きます。
2、弊社は、規約第1条に明記されたサービスを提供します。
- 第3条 【会員証の発行】
本契約が成立したとき、弊社は、希望するお客様に対し、所定の会員証を発行してお渡します。
- 第4条 【営業区域】
いきいきあんしん倶楽部の葬儀割引サービス提供区域は、次のとおりとします。
岐阜市・大垣市・羽島市・瑞穂市・本巣市・海津市・揖斐郡・不破郡・安八郡・本巣郡
養老郡・羽島郡・恵那市・瑞浪市・中津川市及び弊社がマーケティング活動を行っている地域とします。
- 第5条 【免責事項】
次のいずれかに該当した場合、お客様は、いきいきあんしん倶楽部の権利を行使することができません。
(1)天災地変等により、いきいきあんしん倶楽部のシステムが機能しなくなったとき
(2)登録申込者に不実記載がなされていることが判明したとき
弊社は、岐阜県暴力団排除条例を遵守しております。従って、暴力団等反社会的勢力に属する者であるのに、その事実を隠して
登録申込みに際して申告されなかったときも、同様とします。
- 第6条 【契約解約における入会金の返金】
1、本契約は本サービスを購入していただいた商品のため原則、解約はできません。
しかし、お客様が葬儀割引サービスを提供できない営業区域外に転居された場合、
所定の手続きを行っていただき解約する場合があります。
2、上記事由に該当した場合、別表2に記載の返金率で返金します。ただし別表2の
価格は物価変動等により予告なく適正な範囲内で変動する可能性があり、その
場合には、新規約適用となります。
3、シルバー20は入会金の返金を致しません。
- 第7条 【通知義務】
1、お客様は、住所、連絡場所等を変更した場合、速やかにその旨を通知して戴きます。
2、変更通知がなされなかった場合、弊社は、最終届出の住所又は連絡場所に発した
通知をもって、その意思表示が郵便物配達相当期間内に到達したものとみなします。
- 第8条 【その他】
お客様と弊社との間で、本契約に関する紛争が生じた場合の裁判管轄については、これを岐阜地方裁判所とすることに同意して
戴きます。

※別表2

	1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	10年以上
V I P 6 5	90%	70%	50%	20%	0%
プ ラ チ ナ 5 0					
ゴ ー ル ド 4 0					